

# いじめ防止対策基本方針

新潟市立太夫浜小学校

平成27年 4月 1日 策定  
平成29年 8月28日 改訂  
平成30年 6月 1日 改訂  
平成31年 4月 1日 改訂

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」文部科学省 平成25年9月28日施行）

## 2 いじめの防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは、どの学級・学校にも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない」という認識に立ち、すべての児童が安心して安全に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸長することができるよう、いじめを見逃さない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関の連携の下、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめが疑われる場合には、子どもの気持ちを尊重しながら、適切かつ迅速にこれに対処することができるよう、いじめ防止基本方針を定める。

## 3 いじめ防止のための教職員の姿勢と保護者との連携

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめを見抜こうとする姿勢を日々貫くことが大切である。児童に積極的に関わり、多面的な理解に努めることはもちろん、全教職員で情報共有や共通理解を図り、事実把握のための調査を行い、対処のための方針や方法を協議する。また、解決に向けて児童への適切な指導を行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、積極的な情報交換や行動連携に努める。

## 4 いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、全教育活動を通じて、児童一人一人の自己肯定感や自己有用感を高め、互いに認め合える風土を醸成していくことが大切である。以下の事項に重点的に取り組む。

### (1) 分かる授業・できる授業づくり

- ・学習内容の定着（個に応じた指導）
- ・ペアやグループ学習を取り入れた協働学習まとめ
- ・学習課題→主体的・協働的学習→まとめ→振り返りのある授業

### (2) 異学年交流（ふれあい班活動）の充実

- ・ふれあい班（縦割り班）で取り組む学校行事や児童会行事の実施
- ・ふれあい班で自己肯定感を高める「ほめほめタイム」の設定
- ・次の活動への意欲を支える「自己評価」と「相互評価」

### (3) 体験活動の充実

- ・「人・まち・自然」とかかわる地域教育プログラムの実施

## 5 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには教職員が意識的・意図的に児童の様子に気を配り、児童の小さな変化を見逃さない目を養うことが重要である。さらに、定期的な面談や各種調査を併用し、調査結果の分析に基づいた効果的な対応を行う。

(1) 子どもを語る会

- ・配慮を要する児童の情報等、全職員で情報共有を図る「子どもを語る会」を年3回実施

(2) 「いじめ防止アンケート」と連動した「教育相談」

- ・「いじめ防止アンケート」を年2回実施（6月・11月）
- ・複数教員による即日チェックと分析、その後の具体的方策の策定
- ・「いじめ防止アンケート」後、児童一人一人との丁寧な「相談タイム」の実施

(3) アセスの活用

- ・アセス（学級全体と児童生徒個人のアセスメントソフト）を年2回実施（7月・12月）
- ・職員研修を行い、分析結果を基に支援の方策を考える。

## 6 発見したいじめへの対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップの下、「子ども支援委員会」が中心となり事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消に努める。

なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、新潟市教育委員会と連携を図り、北警察署と相談して対応する。また、児童の生命、身体または金品等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、ただちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 7 設置する組織

(1) 校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、「子ども支援委員会」を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行い、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

いじめの疑いに係るものが発生した場合は、即座に校内いじめ対応ミーティング（メモ用紙）に記入する。また、情報共有・共通理解を図るとともに、その後の対応や方針を子ども支援委員会で協議する。

構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、関係職員

(2) 校外組織

地域全体で子どもを見守り、いじめの防止等に努めるために、「南浜中学校区いじめ不登校未然防止連絡協議会」を設置する。（情報交換会は、6月実施）

その会では、各学校（南浜中・南浜小・太夫浜小）における児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組について情報交換を行い、対策等の共有を図る。

構成員

校長、教頭、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、関係職員、PTA会長、青少年育成協会会長、コミュニティ協議会会長、主任児童委員等